

## 屋外タンク貯蔵所に係る技術基準の概要

### ①基礎・地盤

新基準タンク：液状化および局部すべり等が規定されている。

新法タンク：液状化、地盤支持力、全体すべり、地下水位、補強措置等が規定されている。

### ②タンク本体

新基準タンク：隅角部の保有水平耐力、側板の耐震性能等が規定されている。

新法タンク：隅角部の保有水平耐力、側板の耐震性能、風荷重に対する補強等が規定されている。

#### 【旧法タンクの新基準適合経過措置期間】

- ・ 1,000k1以上10,000k1未満：平成25年12月31日まで
- ・ 10,000k1以上：経過措置期間終了（平成21年12月31日）

### ③緊急遮断弁

容量が10,000k1以上の特定タンクの危険物移送用配管には、当該配管とタンクとの結合部分直近に、緊急遮断弁（遠隔操作による閉鎖機能を有し、予備動力源が確保されたもの）を設けることとなっている。

### ④浮き屋根

耐震浮き屋根に対して、一定の耐震強度の他、浮き室が3室連続で破損した場合においても、浮き屋根が沈下傾斜しない構造が求められている。

#### 【耐震浮き屋根基準適合経過措置期間】平成29年3月31日まで

### ⑤内部浮き蓋

平成23年3月に安全対策に関する検討報告書をまとめたところであり、本検討会の検討結果を踏まえ、所要の措置を講ずる予定である。

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2305/230512\\_1houdou/01\\_houdoushiryoku.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2305/230512_1houdou/01_houdoushiryoku.pdf))

#### 【用語解説】

**特定タンク**：屋外タンク貯蔵所で、貯蔵又は取り扱う液体の最大数量が1,000k1以上のもの

**旧法タンク**：昭和52年2月1日政令第10号施行日以前に設置された特定タンク

**新法タンク**：旧法タンク以外の特定タンク

**新基準タンク**：旧法タンクのうち、昭和52年政令第10号附則第3項各号の技術上の基準に適合しているもの

**耐震浮き屋根**：一枚板構造（シングルデッキ）の浮き屋根のうち、容量が20,000k1以上のもの、及び必要空間容積高さHcが2.0m以上のもの